

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。

ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第五条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項を調査審議させるため、勤労青少年部会（以下「部会」という。）を置く。

第六条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第七条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部長が部会に諮って定める。

第九条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。